

障がいのある方を雇用する事業主をサポートします！

# 苫小牧市障害者雇用奨励金

2024年4月から！

法定雇用率  
引き上げ

&amp;

対象事業主  
範囲拡大

厚生労働省の「特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）」の対象となる障がい者を雇用し、国の助成対象期間が終了したあとも引き続き、市内事業所で雇用契約を継続した事業者が対象です！

※国の助成金の詳細は、裏面をご覧ください。

国の助成終了後、  
6か月以上  
雇用契約継続

## 【厚生労働省】

## 特定求職者雇用開発助成金 （特定就職困難者コース）

- 重度障害者等 ⇒ 最大240万円（3年）
- 身体・知的障害者 ⇒ 最大120万円（2年）
- 短時間労働者 ⇒ 最大80万円（2年）

## 苫小牧市障害者雇用奨励金

【身体・知的障害者（45歳以上・重度）、精神障害者】

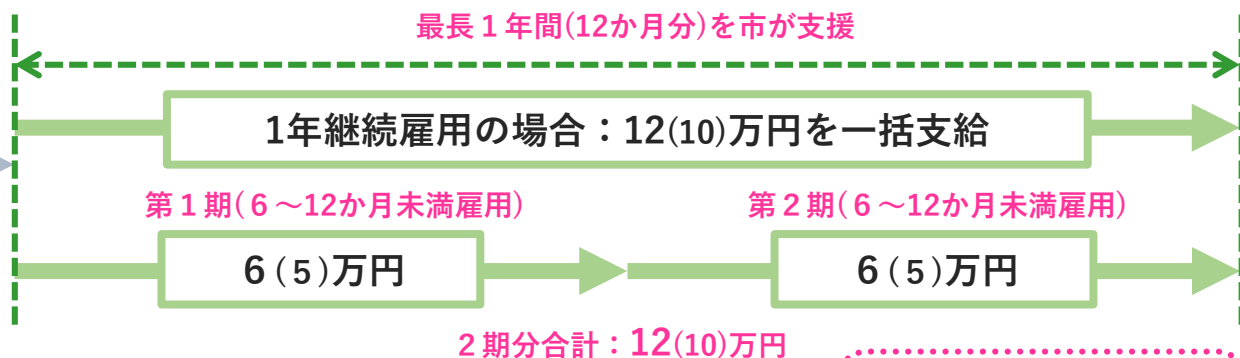
- 1年継続雇用 ⇒ 12万円
- 6か月～12か月未満継続雇用 ⇒ 6万円

【身体・知的障害者（45歳未満）、短時間労働者】

- 1年継続雇用 ⇒ 10万円
- 6か月～12か月未満継続雇用 ⇒ 5万円

支給スケジュール

6  
か月以内  
に申請  
国の助成対象期間終了後



※12か月未満の雇用契約が更新された場合、2回まで申請できます。2回目の申請は、1回目の助成対象期間終了後、6か月以内です。

- ① 交付申請書
- ② 助成対象期間最終期別の助成金支給申請書の写し
- ③ 助成対象期間最終期別の助成金支給決定通知書の写し
- ④ 助成金受給終了後の雇用形態を確認できる書類の写し（雇用契約書等）
- ⑤ 市長が必要と認める書類 ※2回目の申請の場合、②～④は省略可

申請書類

問合せ先

苫小牧市 産業経済部 企業政策室 工業・雇用振興課

TEL 0144-32-6436

事業主の皆さまへ

## 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）のご案内 高年齢者、障害者、母子家庭の母などの就職困難者を 雇用する事業主をサポートします！！

高年齢者、障害者、母子家庭の母などの就職困難者を、ハローワークや民間の職業紹介事業者などの職業紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して、助成金を支給します。

まずは求人提出が必要です。詳細は労働局またはハローワークへお問い合わせください

### 助成額 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）

採用する労働者	合計助成額	支払い方法
① 母子家庭の母等 高年齢者（60歳以上） ウクライナ避難民 など	<b>60万円（50万円）</b> 短時間：40万円（30万円）	<b>30万円（25万円）×2期</b> 短時間：20万円（15万円）×2期
② 身体・知的障害者	<b>120万円（50万円）</b> 短時間：80万円（30万円）	<b>30万円×4期（25万円×2期）</b> 短時間：20万円×4期（15万円×2期）
③ 重度障害者、45歳以上の障害者、 精神障害者	<b>240万円（100万円）</b> 短時間：80万円（30万円）	<b>40万円×6期（33万円※×3期）</b> 短時間：20万円×4期（15万円×2期） ※第3期は34万円

( )内は大企業に対する支給額

- 半年ごとに助成金を支給します。「2期」の支払い方法の場合、採用から半年後(1期)、1年後(2期)に2回支給するイメージです。
- 「短時間」労働者は、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者のことをいいます。
- 所定労働時間より著しく実労働時間が短い場合には、支給額が減額されることがあります。
- 採用日時点の満年齢が「65歳未満」の方のみ対象となります（ただし①の「高年齢者（60歳以上）」は65歳以上の方も助成対象となります）。
- ①の区分には、これ以外にも「父子家庭の父」「中国残留邦人等永住帰国者」「北朝鮮帰国被害者等」「認定駐留軍関係離職者（45歳以上）」「沖縄失業者求職手帳所持者（45歳以上）」「漁業離職者求職手帳所持者（45歳以上）」「アイヌの人々」などが対象となります。

### 助成対象となる雇用形態

正規雇用、無期雇用、有期雇用（自動更新※）として採用する方が対象です

※「対象労働者が望む限り更新できる契約」の場合のみ助成対象となります。勤務成績等により更新の有無を判断する場合等は助成対象となりません。

#### 【ご案内】

本コースの対象となる労働者を雇い入れ、**訓練+賃上げ**を実施した場合に、  
本コースの**1.5倍の助成額**を支給する「**成長分野等人材確保・育成コース**」があります。  
対象者に人材育成などをお考えの事業主の皆様は、こちらのパンフレットもご覧ください！  
<https://www.mhlw.go.jp/content/001018961.pdf>

